

高松市認知症カフェ登録事業実施要領

1 目的

この要領は、認知症の者の意思が尊重され、その者が住み慣れた地域のよい環境においてできる限り自分らしく暮らし続けることができるように、認知症の者の家族の介護負担を軽減するなどのために開催される認知症カフェを把握し、本市への登録を通じて広く周知することを目的とする。

2 認知症カフェの定義

この要領において「認知症カフェ」とは、認知症の者及びその家族（同居・別居の別を問わない。以下「対象者」という。）、地域の住民、専門職（医療や介護において認知症に関する専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士その他これらに類する者をいう。）等が気軽に集い、相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことのできる場であって、その運営をする者が次の各号の全てに該当する場となることを目指して、そのいずれかを提供しているものをいう。

- (1) 対象者が安心して過ごすことのできる場
- (2) 対象者が専門職等に気軽に相談をし、日々負担に感じていることなどを話すことのできる場
- (3) 対象者が自由に参加をすることができ、その意思が尊重される場
- (4) 対象者がかなえない思いや希望を発信することのできる場
- (5) 対象者と地域の住民とが交流をすることができ、認知症ケアについての理解を相互に深めることのできる場
- (6) 認知症ケアに関し相互扶助の輪を広げていくことのできる人材育成の場

3 登録事業

登録の対象となる事業（以下「登録事業」という。）は、市内において認知症カフェを運営する事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は対象外とする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) その他市長が適当でないと認める事業

4 実施主体

登録事業の実施主体は、市内に居住する個人又は市内に事務所その他の活動拠点を有する団体（以下「団体等」という。）であって、登録事業を継続して実施するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体等は対象外とする。

- (1) 市税を完納していない団体等
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体等
- (4) その他市長が適当でないと認めた団体等

5 登録手続

- (1) 実施主体の代表者（以下「申請者」という。）は、高松市認知症カフェ登録申請書（様式第1号）を高松市健康福祉局長寿福祉部地域包括支援センター（以下「高松市地域包括支援センター」という。）に提出する。
- (2) 市長は、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、登録事業の適否を決定する。

この結果、登録事業として適当と認めたときは、高松市認知症カフェ登録通知書（様式第2号）を申請者に交付する。

- (3) 高松市認知症カフェ開設運営事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた団体等は、前2号の手続きを省略し、登録事業の実施主体として適当であると認めたものとする。

6 登録された認知症カフェの取り扱い

- (1) 高松市登録認知症カフェとして、本市の広報紙及びホームページ等で公開する。
- (2) 認知症カフェの実施に当たり「高松市登録認知症カフェ（ひだまりカフェ）」の名称を使用することができる。

7 登録廃止手続等

- (1) 申請者は、認知症カフェの廃止等に伴い、登録を廃止する場合は、高松市認知症カフェ登録廃止届（様式第3号）を、高松市地域包括支援センターに提出する。
- (2) 市長は、廃止届を受理し登録を廃止する。
- (3) 市長は、事業開始後において、申請者がこの要領に定める認知症カフェを実施していない、又は違反していると認めたときは、登録を取り消すことができる。

8 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年6月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

(あて先) 高松市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

⑩

(個人にあつては、住所及び氏名)

高松市認知症カフェ登録申請書

次のとおり高松市認知症カフェ登録事業を実施したいので、登録されるよう高松市認知症カフェ登録事業実施要領5の(1)の規定により、次のとおり申請します。

1 名称及び実施内容

別紙のとおり

2 連絡先

担当者氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

別紙（補助事業・登録事業共通）

実 施 内 容

1	カフェの名称							
2	開催頻度 開催日(予定)	年間	回	開催日	予定			
3	開催時間							
4	開催場所							
5	利用者人数 (1回あたり 見込み)	本人				人		
		ご家族				人		
		その他				人		
6	運営スタッフ 配置人数 (1回あたり 見込み)	人	内	専門職 (職種)人数	()	人
					()	人
					()	人
			訳	専門職以外	人	ボランティア	人	
				地域住民	人	その他	人	
7	利用者負担額	円/人						
8	実施内容							
9	PR等							

*添付書類

- 1 滞納無証明書
- 2 開催場所の見取り図
- 3 その他（あればパンフレット、チラシ等）

様

高松市長

高松市認知症カフェ登録通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市認知症カフェ登録事業について適当であると認めましたので、高松市認知症カフェ登録事業実施要領 5 の (2) の規定により通知します。

1 登録された認知症カフェの取り扱い

- (1) 高松市認知症カフェとして、本市の広報紙及びホームページ等で公開します。
- (2) 認知症カフェの実施に当たり「高松市登録認知症カフェ（ひだまりカフェ）」の名称を使うことができます。

2 登録手続きの廃止

認知症カフェの廃止等に伴い、登録を廃止する場合は、高松市認知症カフェ登録事業実施要領 7 の (1) の規定により高松市認知症カフェ登録廃止届を提出してください。

3 その他

事業開始後において、高松市認知症カフェ登録事業実施要領に定める認知症カフェを実施していない、又は違反していると認めたときは、登録を取り消す場合があります。

様式第3号

年 月 日

(あて先) 高松市長

所在地

名称

代表者氏名

⑩

(個人にあつては、住所及び氏名)

高松市認知症カフェ登録廃止届

次のとおり高松市認知症カフェ登録事業を廃止したいので、高松市認知症カフェ登録事業実施要領7の(1)の規定により、届出します。

1 廃止日

年 月 日

2 廃止理由

()